

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会管理職員の給与の臨時特例に関する規則

令和5年3月16日制定

(趣 旨)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）における村上市社会福祉協議会管理職員の給与の支給額を減額するため、村上市社会福祉協議会職員の給与等の支給に関する規則（規程No.7）及び村上市社会福祉協議会特別職職員の給与等の支給に関する規程（規程No.8）の特例を定めるものとする。

(給与の特例)

第2条 特例期間においては、村上市社会福祉協議会職員の給与等の支給に関する規則第10条の7及び村上市社会福祉協議会特別職職員の給与等の支給に関する規程第7条の規定にかかわらず、期末手当の額に次の表の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

職 員	割 合
特別職職員	1. 0
特別職職員を除く職員	0. 5

(対象者)

第3条 この規則を適用する管理職員とは社会福祉法人 村上市社会福祉協議会職員就業規則（規程No.6）第3条第3項に規定する管理職員とする。

附 則（令和5年3月16日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

取扱（令和5年6月13日 令和5年度第2回理事会 その他で了承）

「規程 NO. 8-2」を「規程 NO. 7-2」に変更する。